



## 水道料金納入通知書の送付誤りについて

令和6年11月20日（水）に発送した水道料金納入通知書の一部に、送付先住所の記載に誤りがあることが判明しました。

ご関係者の方にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

### ■対象者

- 17名 うち、① 誤った住所に郵送されたもの：1名  
② 郵便局から「あて所なし」で返送されたもの：10名  
③ 住所の字名・地番表記に誤りがあったが、共同住宅名・部屋番号の記載から対象者の元に郵送されたもの：6名

※ ① 誤送付のあった1名は、謝罪の上対応しました。また、開封前に納入通知書を回収できたため、水道使用情報等の漏洩はありませんでした。

② 返送された10名につきましては、正しい住所に改めて送付しました。

### ■原因

太田川駅周辺土地区画整理事業の換地処分（令和6年2月16日）に伴い、令和6年10月に、水道料金システム内に登録されている住所データ（給水先住所、所有者住所、使用者住所、送付先住所）のうち、住民基本台帳データと連動していない住所データ（換地前住所のままの住所データ）の変換作業を実施しました。

その作業の際、ある特定の条件下では対象住所データに誤変換が発生していたため、住所データの一部に誤りが生じたものです。

変換作業対象件数 3,389件 誤変換件数 17件

### ■経緯及び対応

令和6年11月26日（火）に納入通知書の返送が複数あり、その調査の過程で今回の誤りが発覚。その後対象者を抽出した上で11月28日（木）までに対象者に連絡し、送付状況の確認及び状況説明を実施しました。現在は、誤送付データについては対応済みとなっています。

なお、令和6年11月19日（火）に「使用水量のおしらせ」、及び11月20日（水）に「督促状」を発送していますが、調査の結果、これらには誤送付はありませんでした。

問合せ	水道部経営課 担当：田中（たなか）、北川（きたがわ）、 052-603-2211、0562-33-1111（内線512）
-----	--